和福障第７０１号
令和８年６月４日
（２０２６年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　各位

和歌山市長　　尾　花　正　啓
（　公　印　省　略　）

ホームページの見直し及び新様式の使用開始について（通知）

平素より、本市の障害福祉行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、障害児通所支援事業に係るホームページの全面的な見直しを行いました。各ページへのアクセス方法は２ページに記載しておりますので、今後はこちらから必要な書類や通知等を入手又はご確認いただけますようお願いいたします。なお、旧ホームページについては、今年度中に閉鎖し、新ホームページへの一本化を図る予定です。何卒ご了承ください。閉鎖時期が確定次第、再度お知らせいたします。

また、令和８年４月１日より、障害児通所支援事業に係る提出書類様式の一部が変更され、全国統一の様式での運用が開始されました。

同日以降、各種の申請や届出に関する書類を作成される場合は、新様式による作成を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、後述の新ホームページに掲載している「様式パック」内にある様式は、既に新様式となっておりますのでそのままご使用ください。

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ　中谷
TEL：０７３－４３５－１３６０

【障害児通所支援事業に係るページへのアクセス方法】

①和歌山市ホームページにアクセスしてください。




②上記トップページの赤枠部分「事業者」を押下してください。




③「事業者」ページを少し下にスクロールしてください。



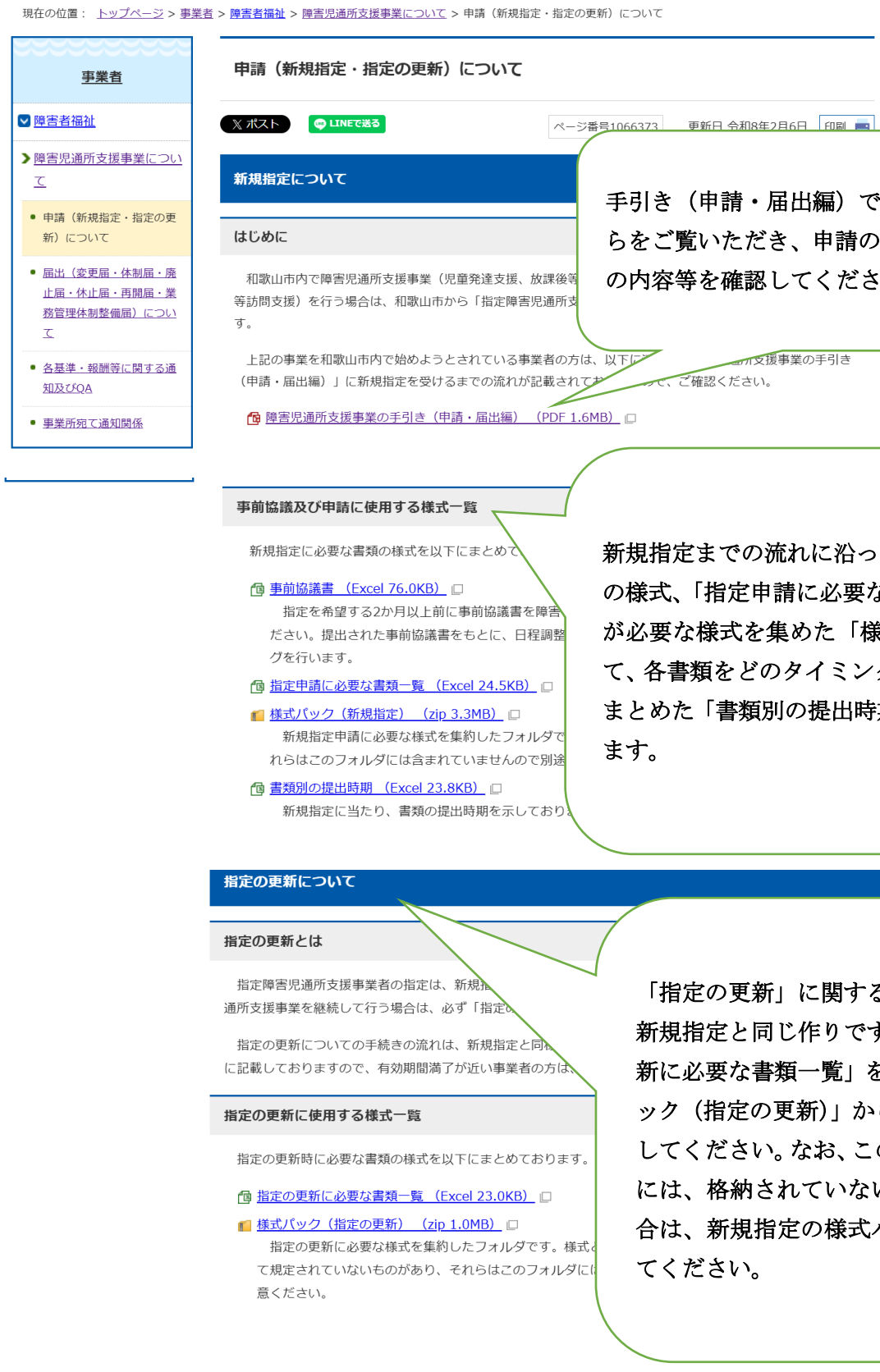
④３段目右端の「障害者福祉」から、「障害児通所支援事業について」を押下してください。




⑤「障害児通所支援事業について」というページが表示され、１つ目には、新規指定や指定の更新といった「申請」手続きに関するページ、２つ目には、運営規程等を変更するための変更届、加配加算等を算定するための体制届など、「届出」手続きに関するページ、３つ目には、事業所が遵守しなければならない各基準や給付費等の報酬に関する通知やＱＡ、４つ目には、こども家庭庁や本市障害者支援課から発出する通知を掲載するページ、となっております。



⑥「申請（新規指定・指定の更新）について」のページを紹介いたします。

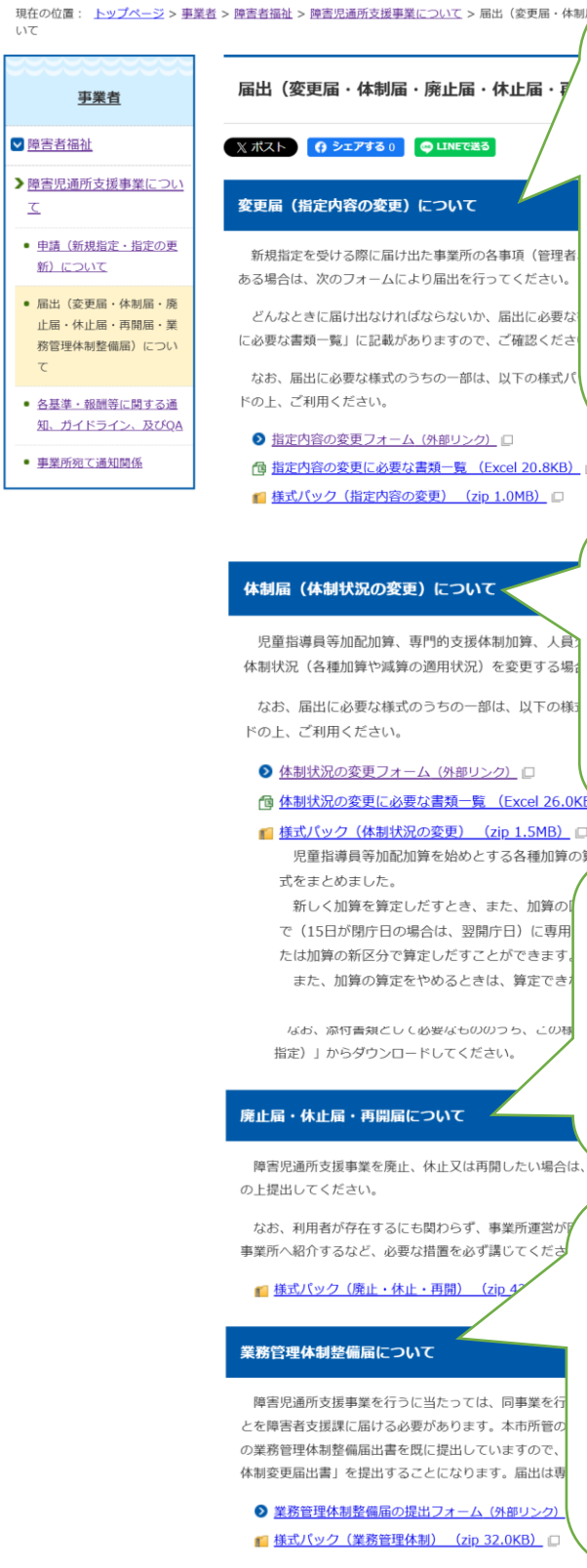



手引き（申請・届出編）です。まずはこちらをご覧いただき、申請の流れや事前準備の内容等を確認してください。

新規指定までの流れに沿って、「事前協議書」の様式、「指定申請に必要な書類一覧」、提出が必要な様式を集めた「様式パック」、そして、各書類をどのタイミングで提出するかをまとめた「書類別の提出時期」を掲載しています。

「指定の更新」に関する部分です。
新規指定と同じ作りですので、「指定の更新に必要な書類一覧」を確認し、「様式パック（指定の更新）」から必要書類を入手してください。なお、この様式パックの中には、格納されていない様式が必要な場合は、新規指定の様式パックから入手してください。

⑦「届出（変更届・体制届・廃止届・休止届・再開届・業務管理体制整備届）について」のページを紹介します。



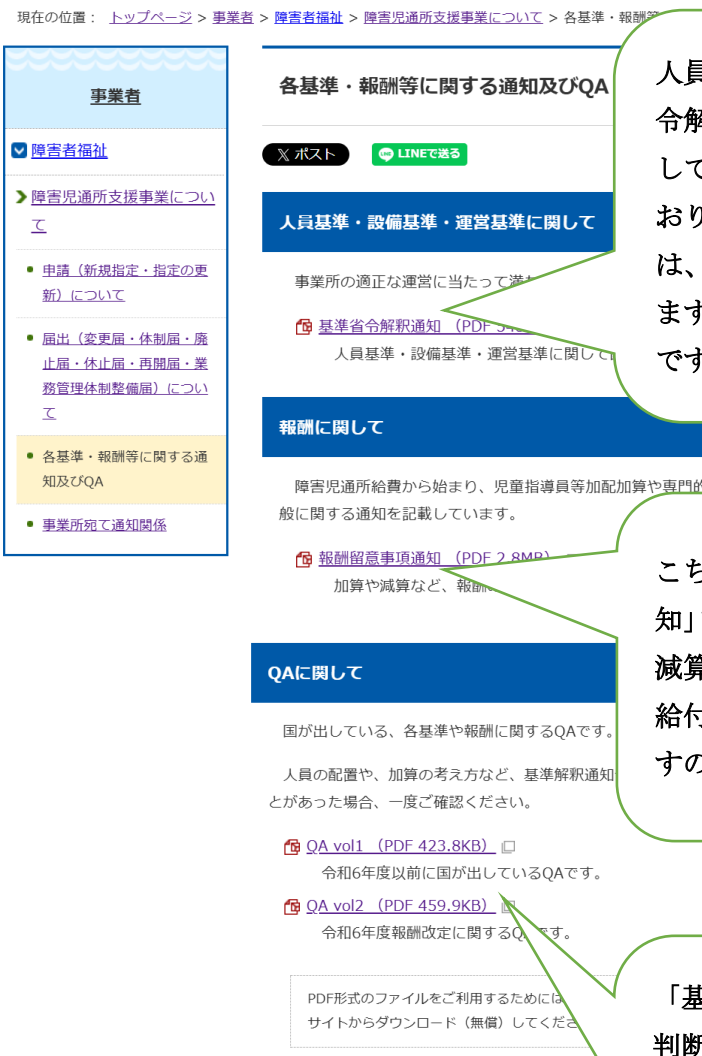

変更届に関する部分です。届出は「変更届の提出フォーム」を押下すると、フォームにアクセスすることができます。変更届の提出に必要な書類は「指定内容の変更に必要な書類一覧」を確認し、書類の様式は、「様式パック」から入手してください。様式パックの中に格納されていないものの中で、提出が必要な書類がある場合は、新規指定の様式パックから入手してください。

体制届に関する部分です。
使い方は変更届と同様です。様式パックの中に格納されていないものの中で、提出が必要な書類がある場合は、新規指定の様式パックから入手してください。

廃止届・休止届・再開届に関する部分です。
現時点では提出フォームはなく、様式パックのみとなっております。これらの手続きをお考えの場合は、事前に障害児通所支援事業の指定担当にご連絡ください。

業務管理体制整備届に関する部分です。
単体でご使用いただく機会はなく、ほとんどが管理者の変更等と複合すると思われますが、管理者や児童発達支援管理責任者の変更はなく、法令遵守責任者のみを変更する場合等は、この提出フォームから、業務管理体制変更届等を提出してください。

⑧「各基準・報酬等に関する通知及びＱＡ」のページを紹介します。




人員基準・設備基準・運営基準に関する「基準省令解釈通知」を添付しています。事業所運営に関して遵守しなければならないルールが記載されておりますので、わからないことが生じた場合まずは、こちらをご確認ください。ＰＤＦになっていますので、確認したい用語を検索することも可能です。

こちらは、給付費の請求に関する「報酬留意事項通知」です。各種加算の算定方法や、満たすべき要件、減算適用時のルールなどが記載されております。給付費の請求誤りを回避するために非常に有益ですので、日頃から確認をするようにしてください。

「基準省令解釈通知」や「報酬留意事項通知」では判断しきれない部分について、こども家庭庁等の国省庁が出しているＱＡを掲載しています。
「基準省令解釈通知」又は「報酬留意事項通知」の確認→ＱＡの確認、という流れを普段から意識するようにしてください。

⑨「事業所宛て通知関係」のページを紹介します。




こども家庭庁や、障害者支援課から指定障害児通所支援事業所宛ての通知を掲載するページです。
基本的に事業所宛ての通知は、本課から各事業所のメールアドレス宛てに送付し、その後このページに掲載する予定です。
何らかの原因でメールが届いていなかった場合でも、同じ内容のものがこのページに掲載されていますので、週に１回は更新がないかチェックするなど、定期的な確認をしていただけますと幸いです。